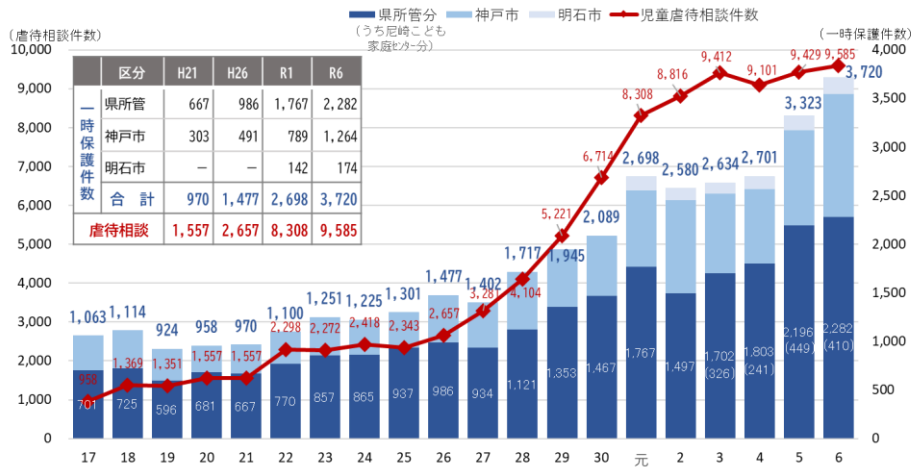


県内の虐待相談と一時保護の状況

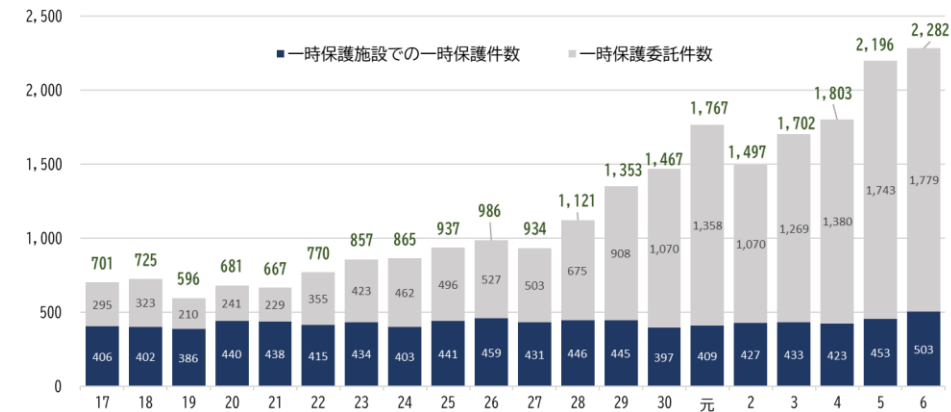
- 県内(神戸市、明石市含む)の虐待相談件数は近年急増(直近10年で3.6倍、15年で6.2倍)
- それに伴い、県内の一時保護件数も同様に急増(直近10年で2.5倍、15年で3.8倍)



県の一時保護施設での受入れが進まないため、一時保護委託が急増

- 近年の虐待の急増、施設の構造上、児童の特性に配慮した環境となっていないこと等により、一時保護件数が停滞
- その結果、児童養護施設、里親等への一時保護委託件数が急増

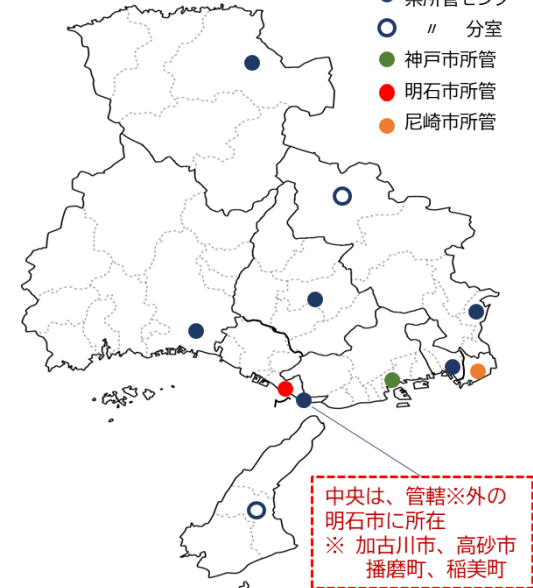
■ 一時保護件数(委託含む)の推移[県所管分]



県内の児童相談所の状況

区分	相談部門管轄区域	一時保護定員
県	中央	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
	洲本分室	洲本市、南あわじ市、淡路市
	西宮	西宮市、芦屋市
	川西	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
	丹波分室	丹波篠山市、丹波市
	加東	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
	姫路	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町
	豊岡	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
神戸市	神戸市	50人
尼崎市	尼崎市	30人
明石市	明石市	25人

■ 所管区域図(児童相談所)



中央こども家庭センターの現況

■業務の概要

区 分	主な業務(件数等はR6実績)	管轄区域
相談部門	・相談対応(3,023件) ・療育手帳交付受付(669件) ・(中央児相としての)連絡調整、研修等 ※上記件数には洲本分室によるものを含む	加古川市、高砂市、 播磨町、稲美町 ※洲本分室が淡路島内3市を 所管
一時保護 施設	・一時保護定員数:54人 ・児童の一時保護、行動観察等 (一時保護児童数:503人)	県内全域 (主に播磨、但馬、淡路地域)

■相談受付等の状況

(単位:件)

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談受付件数	3,451	3,482	2,765	2,908	2,818	3,023
うち東播磨地域	1,677	1,709	1,878	1,962	1,882	2,032
手帳受付件数	963	825	710	721	600	669

■建物の概要(相談部門及び一時保護施設併設)

区 分	現施設 整備時期	敷地面積	延床面積	構造等
当初 建築部分	H4.4 (築33年)	6,405㎡	2,601㎡	鉄筋コンクリート造 2階建て
増築部分	H15.3 (築22年)		838㎡	鉄骨造 2階建て
計	—		3,439㎡	—

■一時保護の状況

(単位:人)

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
入所児童数	409	427	433	423	453	503
1日平均在所 人数	34.8	36.0	36.1	35.9	30.7	33.8

中央こども家庭センターの課題

■相談部門の課題

- 当初建築から30年以上が経過し、老朽化・経年劣化に加え、無機質かつ温かみや明るさのない施設環境
- 増加する職員数に対し、執務スペースの狭隘化などによる執務環境の悪化
- 明石市の児童相談所設置(H31)に伴い管轄区域外へ所在することによる県民の利便性の低下

■一時保護施設の課題～近年の国の一時保護改革の流れにそぐわない施設環境～

- 増加する一時保護必要児童への対応が必要ななか、個室を備えておらず、複数人定員の居室を個室利用する等により定員を圧迫
- 居室・浴室等が個室化されておらず、個別特性への配慮が困難である等、こどもの最善の利益に配慮しづらい施設構造
- 国の一時保護改革等(個別対応、できる限り良好な家庭的環境等)への対応が困難
- 一時保護施設での受入が進まないこと等による高い一時保護委託率

今後のあり方において配慮すべきポイント

中央こども家庭センターの役割

- ✓ 中央児童相談所としての役割
- ✓ 東播磨地域における適切な相談援助
- ✓ こどもの最善の利益を考慮し、時代にあった一時保護施設

県の中央児童相談所としての役割

こどもたちからの意見の反映

- ✓ こども・若者の最善の利益は何かを常に考慮
- ✓ こども・若者の意見をできる限り踏まえ、その条件下での利益の最大化に向けた環境改善
- ✓ こども・若者の意見を取り入れて支援するための権利擁護の仕組みの構築

職員の働きやすさや執務環境の改善

- ✓ 十分な執務スペースや明るい雰囲気
- ✓ 職員のモチベーション向上、人材確保

勤務環境の改善

こどもたちの声を取り入れた支援

一時保護施設の設備及び運営に関する基準

- ✓ 居室の一室の定員は一人とするよう努める
- ✓ 家庭的環境で暮らせるようユニット整備に努める

明るさと温かみのある相談部門

- ✓ 相談者の心理的負担を和らげ、相談しやすい環境の実現

親と子に寄り添う相談しやすい環境

こどもと家族を支える “センターオブセンター” The Center of Centers

こどもの最善の利益を考慮した一時保護施設

経済的合理性

経費削減努力による経済的合理性

- ✓ 厳しい財政状況を考慮

こどもたちへの意見聴取(R8.2～3月実施)の概要

区分	内容
対象者と実施方法	○ 一時保護中のこども：ワークショップ、意見箱、集団インタビュー ○ 児童養護施設のこども：アンケート
意見の性質(主な内容)	○ 基本的な生活環境(居室の和洋、お風呂が冷める、食事の希望やおかわり) ○ プライバシー、安心感(居室防音化、職員の部屋への立入、小中学生の分離) ○ 人間関係、他者との距離感(個室等の希望、異年齢や異性とのスペース共有) ○ 自由・自己決定(自由時間の過ごし方、外出の希望、もっと勉強したい) ○ 心のケア・ストレス発散(職員ともっと話したい、ストレス発散部屋が欲しい) ○ 成長、学び、活動機会(遊具の希望、体育館・グラウンドを広くしてほしい) ○ 施設・設備への要望(部屋に机が欲しい、浴室に追い焚き機能がほしい) ○ 現行環境への評価(職員を増やしてほしい、ご飯が美味しい) ○ 職員の関わり方(部屋に入ってほしくない)

<参考：国の一時保護改革や法制度の改正等>

区分	主な内容
一時保護ガイドライン(H30)	原則として、個室対応を基本とし、個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行う
児童虐待防止対策体制総合強化プラン(H30)	一時保護の体制強化(一時保護の個室化推進、個性を尊重した一時保護が行われる環境整備)
新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン(R4)	設備・運営に関する基準について、こどもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準が確保されたものとなるよう検討
一時保護施設の設備及び運営に関する基準(R6)	居室の一室の定員は一人とするよう努めること 児童ができる限り良好な家庭的環境において暮らすことができるようユニットを整備するよう努めること

一時保護施設の設備及び運営に関する基準(県条例)：令和7年4月施行

今後のあり方において目指すべき方向性

1 県全体での児童相談体制における中央児童相談所としての役割

県の児童相談所における中核的役割	- 各種研修の企画・実施 - 県としての方針決定に向けた調整、連絡調整、技術的援助等によるリーダー的役割 - 研修等での来訪者が児童家庭福祉の情報にアクセスできる環境
県全体の相談体制充実のための市町との効果的な連携	- 県・市町の効果的な連携・交流の実施 - 神戸市、尼崎市、明石市との交流や情報共有・連携の検討
市町職員の人材育成	- 市町職員の受入れの検討 - 県市町の合同研修等を通じた市町職員の人材育成の推進

2 中央こども家庭センターの相談部門のあり方

県民が相談しやすい環境の整備	- 経年劣化や、温かみや明るさに乏しい相談環境の改善 - 相談者の安心感や緊張の軽減に繋がる環境の構築 - 来所する県民の利便性への配慮
相談援助業務の質の向上	- 業務効率化の推進と、時代に合った執務環境の整備 - 適切な研修体系等による人材育成 「ドメイン」の考え方を含むトラウマケアの実施のあり方や考え方の浸透に向けた取り組みの推進
一時保護施設との協働・連携による適切なケース対応	こどもや家庭の状況改善に繋がる、一時保護施設や関係機関との協働・連携のあり方を検討

3 県内の一時保護体制における県が設置する一時保護施設の役割

一時保護の本来的役割	- 緊急時の迅速かつ確実な安全確保と、適切な行動観察 - こどもの最善の利益に資する一時保護環境の実現
県内の一時保護体制のあり方	- こどもにとって何が一番望ましいかを優先した保護先の判断 - 本来的役割を適切に担うことのできる施設の確保 - 一時保護委託も含めこどもの希望を実現できる体制の構築
県の一時的保護施設の役割	- 緊急的な安全確保の受け皿 - 適切な行動観察が行える体制 - 相談援助・指導の一つの手法としての一時保護のあり方の検討

4 中央こども家庭センターの一時的保護施設のあり方

緊急保護と安全確保が可能な環境整備	- 一時保護件数の高止まりを踏まえ現行並の保護定員を確保 - 緊急保護に対応できる施設環境と人材確保 - 一時保護期間は可能な限り短くするよう努める
プライバシーや個別特性への配慮を含むこどもの最善の利益	- 個室化や個別浴室化など、こどもの特性に配慮できる環境の構築 - 集団生活と別に、落ち着き、気が安らぐ時間(個人の時間)を確保
一時保護施設内における家庭的環境の促進	- 出来る限り良好な家庭的環境の実現に努める - 個別性を重視したきめ細やかなケア(ユニットケア)を実施

4-2 学習支援のあり方

一時保護中の学習支援の目的の明確化	- 法やこどもの権利条約で定める教育を受ける権利の保障 - こどもの希望と環境その他の事情を勘案し、必要な措置を講ずるよう継続的に努める
一時保護施設内における学習支援のあり方	- 一人ひとりの習熟状況に応じた有効な学習の展開 - タブレット端末の活用等、創意工夫した学習の展開や、在籍校との連携による学習支援
学校等関係機関との連携のあり方	一時保護されたこどもの「ホーム」保障に向けて、地域や学校と繋がり続けられる環境の構築

4-3 その他の環境整備

こどもの意見を主体とした環境改善	ハード面、運営面双方においてこどもの意見を尊重
性別の異なるきょうだい等への配慮を含めた男女合同でのケアのあり方	- 性被害児童への影響や安心感の確保に配慮しつつ日常生活に近い環境構築に努める - 性別の異なるきょうだいが共に過ごす時間を設けるよう配慮
安全確保上やむを得ない場合の家庭環境のような自由な生活の制限	- 生活上のルールはこどもの権利の尊重という前提の元で設定 - 正当な理由の丁寧な説明と、ルールの妥当性について随時検討 - 外出機会の設定など、生活の質の向上に継続的に努める

今後のあり方に関する提言

提言 1

各児童相談所が県内の市町、児童養護施設、児童家庭センター、里親支援センターなど関係機関と連携し、県全体でよりよい相談援助の体制を構築するにあたり、中央児童相談所としての役割を踏まえ、リーダー的な役割を担うことを期待する

- ✓ 技術的助言や専門性の提供といった点で、中央こども家庭センターがリーダー的な役割を担うことが期待されている
- ✓ トライアングルケアの考え方を含むケアの浸透等も含め、リーダー的役割をどう果たしていくか、県の中央児童相談所としての役割についても考える必要がある

提言 2

建築から30年以上が経過し、経年劣化が目立つとともに、現在抱える課題の多くは現行の施設環境に起因することから、建て替え整備も含めた抜本的な改善が必要である

- ✓ 現在、中央こども家庭センターが抱える課題の多くは「今の建物であるがゆえ」に生じている。手先の改修ではなく、全面的に新しいものを整備する必要がある
- ✓ 現在の一時保護施設は、在宅養育の場として考えたとき、その環境は望ましいものとは言い難い

提言 3

一時保護を必要とする児童数は高止まりが予想されるため、県全体の一時保護施設の定員については、最低でも現行並の100人は確保すべき

- ✓ 一時保護施設の役割や虐待相談件数の高止まり等を踏まえると、県全体で一時保護施設としての一定の規模の維持が適当

提言 4

こどもにとっての最善の利益に繋がるように、一時保護期間は可能な限り短くするよう努めるとともに、こどもにとって可能な限り制約が少なく、家庭に近い環境で生活できるようユニットケアの導入や施設内のルールを最小限とすべく見直しを推進すべき

- ✓ 最善の利益とは、こどもにとって可能な限り制限の少ない環境を提供することを指し、本来は家庭に近い6人以下の少人数グループ（＝ユニット）で生活できることが望ましい
- ✓ 安全確保のための施設内のルールが、こどもの最善の利益に照らして本当に必要な制限なのかを整理し、見直しや削減を行っていく対応も必要

提言 5

集団生活に入る前に一旦落ち着くための個室や、集団生活合流後もこどもが不安定な状態の時に集団から一時的に離し、個別にこどもを処遇することのできるスペースを確保するとともに、“自分のスペース（個人の時間と空間）”の確保やストレス発散できる場所の確保といった、ハード面の整備と、それに伴うソフト面の支援を同時に検討するべき

- ✓ 一時保護はこどもにとって、これまでの生活環境からの急激な変化や突然の分離・喪失体験により非常に不安定な状態であることが考えられる
- ✓ こどもが不安定な状態にあるときや落ち着かないときに、集団から一時的に離れて過ごせる場所を確保することが必要

提言 6

一時保護されたこどものパーマネンシー保障に向けて、地域や学校と繋がり続けられる環境の確保を行うとともに一時保護委託先を含めたこどもの生活環境の改善に努めるべき

- ✓ 一時保護されたこどものパーマネンシー保障に向けて、適切な一時保護先を検討することにより、地域や学校と繋がり続けられる環境を確保するべき。
- ✓ 一時保護委託先の環境改善に努め、通学や外出等が叶わない場合はオンライン面会やオンライン授業等の活用も検討すべき。

提言 7

市町や地域の子育て関係機関との相互交流により効果的かつ迅速な相談援助業務や、身近な子育て相談から専門機関へつなぐ切れ目ない支援を行うためにも、今後の建替え整備の際には、管轄区域内に設置するべき

- ✓ 管内市町や関係機関との相互交流による地域全体の虐待対応強化を図り、身近な子育て相談から専門機関へつなぐ切れ目ない支援体制を構築すべき。
- ✓ 管内の豊富な子育て教育関連機関との連携促進による、有機的・包括的な子育て支援エリアの形成が期待できる。

中央こども家庭センターの今後のあり方検討委員会の概要

（設置の趣旨）

中央こども家庭センターが抱える諸課題に対応し、子どもの最善の利益の実現に向けた今後の方向性等を検討

（所掌事務）

次に掲げる事項について検討を行う。

- ・ 中央こども家庭センターが抱える課題と方向性に関すること
- ・ 施設・設備のあり方や有すべき機能に関すること
- ・ 従事者の勤務環境改善に関すること
- ・ その他必要と認められる事項

（委員名簿）

（敬称略）

分野	氏名	役職等	備考
学識者	森 茂 起	甲南大学文学部 名誉教授	委員長
他自治体	渋谷 和宣	神戸市こども家庭センター 所長	
所長経験者	竹内 良二	中央こども家庭センター 元所長	
学識者	畠山 由佳子	関西学院大学人間福祉学部 教授	
社会的養護	畑山 麗衣	（特非） Giving Tree ピアカウンセラー	
施設関係者	三浦 一広	兵庫県児童養護連絡協議会 会長	

（検討経過）

区分	日時	議題等
第1回	R7.11.20	施設の現状と課題、今後の施設のあり方（方向性）に関する意見交換
第2回	R8. 1.22	今後のあり方に関する論点の整理及び方向性案、子どもへの意見聴取の進め方案
第3回	R8. 3.26	第2回の議論を踏まえた方向性案に関する意見交換
第4回	R8. 6.11	委員会としての提言内容について意見交換